

医師確保計画及び外来医療計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

- 高齢者数がピークを迎える 2040 年を展望し、医療提供体制の改革を進める上で、医療機能の重複や都市部への集中などによる医療資源の分散・偏在といった課題に対応するため、地域医療構想の実現だけでなく、医師・医療従事者の働き方改革の推進や実効性のある医師偏在対策を着実に進める必要がある。
- 国としては、医師の偏在は、地域間・診療科間のそれぞれにおいて長きにわたる課題とし、2008 年度以降、地域枠を中心とした全国的な医師数を増加させてきたものの、地域や診療科といったミクロの領域での医師不足の解消にはつながっていないと認識。
- このため、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において、早急に対応する必要がある実効的な医師偏在対策について検討・とりまとめを行い、これを踏まえて「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が 2018 年 7 月に成立し、今後の医師偏在対策の基本的な枠組みが定められ、2019 年度内に各都道府県が医師確保計画及び外来医療計画を策定することとなった。

【医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）等】

- ・医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画に定める事項として、「医療従事者の確保に関する事項」のうち、「医師の確保に関する事項」を別に規定するとともに、新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を追加。
- ・これを踏まえ、「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」（平成 31 年 3 月 29 日付厚生労働省医政局長通知）において示された「医師確保計画ガイドライン」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」が発出。

【地域医療構想との関係性】

- ・地域医療構想、医師の働き方改革、医師偏在対策を三位一体として捉えた上で、統合的に議論を進めることが重要。
- ・医師確保計画は、都道府県が、二次医療圏の医療提供体制の整備を目的として策定するものである。個別の医療機関の医師の確保については、地域医療構想調整会議等において議論された、医療機関ごとの機能分化・連携の方針等を踏まえ、地域における医療提供体制の向上に資する形で地域医療構想と整合的に行われるよう留意しなければならない。

2. 茨城県第 7 次保健医療計画における位置づけ

- これまで、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等を合わせた「保健医療従事者の確保」として記載していたところ、医師について項目を独立し、新たに「医師確保計画」として策定する。
- また、5 疾病 5 事業及び在宅医療に加え、新たに外来医療に係る医療体制として、外来医療計画を策定する。

3. 計画期間

- 来年度から開始する第 7 次計画の期間を 4 年間とし、次期以降は計画期間を 3 年間とする。
- 医師確保計画は、第 9 次後期計画が終了する 2036 年時点で、各都道府県における医師の需給均衡達成を目標とする。

医療計画	第 7 次 2018～2023 年度	第 8 次 2024～2029 年度		第 9 次 2030～2035 年度	
医師確保計画	第 7 次 2020～2023 年度	第 8 次前期 2024～2026 年度	第 8 次後期 2027～2029 年度	第 9 次前期 2030～2032 年度	第 9 次後期 2033～2035 年度

4. 計画の検討・協議体制とスケジュール

- 医師確保計画及び外来医療計画は医療計画の一部であることから、**医療審議会**への協議を経て県が策定する。
- 医師確保計画の策定に係る検討・協議は**地域医療対策協議会**で行う。また、**救急、小児、周産期の各部会**において個別テーマについての検討を行うとともに、地域医療構想との整合を図るため、必要に応じ、**地域医療構想調整会議**への協議を行う。
- 外来医療計画の策定に係る検討・協議は、原則二次医療圏ごとに行うこととされているため、二次医療圏ごとに設置されている**地域医療構想調整会議**において行う。
- 計画の策定にあたっては、各会議における議論や協議結果を公表し、透明性を確保する。

	医師確保計画		外来医療計画
	本体	小児・周産期	
5月	■5/21 計画策定ガイドライン厚労省説明会		
6月	■6/5 地域医療対策協議会① ・計画策定の趣旨・記載事項、計画の検討・協議体制、スケジュール、医師偏在指標等 ・流出入調整方針（案）		地域医療構想等調整会議における検討
		報告 → ■6/25 小児・周産期部会 ■6/27 救急部会	
	■6/28 地域医療対策協議会② ・計画骨子素案及び具体的な検討事項の整理 ・臨床研修医の定員設定 ※本年度より地対協協議事項 ■6/末 厚生労働省へ流出入調整結果報告		
7月	■7/30 医療審議会 ・進捗状況等報告		
	■7/末 国が医師偏在指標を確定 → 医師少数・多数区域、産科・小児科の相対的医師少数区域、外来医師多数区域が確定		
8月	計画骨子案作成		
9月		■小児・周産期部会 ・計画骨子案決定	
	■地域医療対策協議会③ ・小児・周産期部会報告、計画骨子案決定		
10月	計画素案作成		
11月		■小児・周産期部会 ・計画素案決定	
	■地域医療対策協議会④ ・小児・周産期部会報告、計画素案決定		
12月		計画案作成	
		■小児・周産期部会 ・計画案決定	
1月	■地域医療対策協議会⑤ ・小児・周産期部会報告、計画案決定		
	■医療審議会（保健医療計画部会）		
	■パブリックコメント		
	■関係団体・市町村等からの意見聴取		
2月			
3月	■地域医療対策協議会⑥ ・最終案決定		
	■医療審議会（保健医療計画部会） ・答申		
	■県において計画策定・公表		